





4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収に向けて、債務者の実情調査や催告書の交付を行う。</li> <li>隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、改めて購入する意向があるかの調査を行う。</li> <li>公売に向けた手順の確認と並行して債権の時効までに不納欠損(滞納処分)も視野に手順の確認を行う。</li> <li>公売へ向けて、市税事務所と協議を進めていく。</li> </ul>	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていく姿勢を確認した。</li> <li>債権回収に向けて債務者所在地の地方自治体に実情調査を行った。</li> <li>また、金融機関へ預金等の照会及び生命保険会社へ生命保険契約の実情調査を行った。</li> <li>財政局市債権回収対策室の債権管理・回収研修会(基礎編及び応用編)を受講し、債権管理・回収及び不納欠損の手順の確認を行った。</li> <li>令和4年3月末に債務者へ催告書を送付し、同年4月に返答があったが、生活保護の受給者であるため支払いは無理であるとの回答であった。</li> <li>債権管理・回収アドバイザーに、時効まで1年となったところで今後の方針や、調査の取組について相談する。</li> <li>公売へ向けて、市税事務所と手順の確認や情報提供等の必要の有無を確認した。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務者が生活困窮者であること。</li> <li>改めて財産調査を行った結果、現時点において債権回収を見定める財産が存在しないことを確認。</li> <li>財政局や大阪府不動産コンサルティング協会等に相談を行い、代執行を行った土地が建築基準法に基づく道路に接していないため、売却できる可能性は低い、との意見をいただいた。また、売却できたとしても全額回収できる見込みが薄い。</li> <li>隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、改めて購入する意向があるか確認する必要があるが以前に断られている。</li> <li>土地を公売するにあたり、土地の測量費用が必要であり、債権額が増加することが懸念される。</li> <li>上記の理由により、債権回収することが極めて難しい。</li> </ul>	
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収の見込みが薄く、改善策がなし。</li> </ul>	

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する土地所有者宅訪問、購入の意思を確認する。</li> <li>弁天町市税事務所に対し、固定資産税収納停止中の当該土地に関する相続人等について情報提供を行う。</li> <li>市債権回収対策室から「時効までの期間に関わらず、催告書の送付や財産調査の頻度に関する規定は特にならない。」「適切な債権管理の観点からすると、消滅時効期間を経過するまでに、財産調査等の結果をもとに、滞納処分の停止を行うべきか否かの判断をすべきである。本件においては、債務者が生活保護を受給中であることや、現状換価可能な財産が見つかっていないことは、滞納処分の停止を行ううえで大きな判断材料になると考えられる。」と助言があり、令和5年8月21日の時効まで本債権を持ち続ける局方針もあることから、上記助言を踏まえつつ、最後の財産調査を今後時効までに行う予定である。</li> </ul>	

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	-	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由